

身体障害者福祉専門分科会決定

身体障害者福祉法第15条第1項の規定に基づく医師の指定基準

(趣旨)

佐賀県社会福祉審議会が身体障害者福祉法第15条第2項の規定により、佐賀県知事に対して意見を述べようとするときには、この基準に定めるところに従ってこれを行うものとする。

(指定基準)

- 1 指定を受けようとする診療科目について、3年以上の経験を有するものを原則とする。但し、次の各号に該当する場合は、経験年数に含めない。
 - ① 臨床研修期間（医師免許取得後2年間は勤務状況にかかわらず臨床研修期間とみなす。）
 - ② 大学院在学期間
 - ③ 自治医科大学卒業の医師で、離島で全科の診療に当たっていた期間
- 2 前号の規定にかかわらず医師会等の推薦するもので、特に指定することが適当と認められるもの、並びに地域的なものについては考慮するものとする。
- 3 特に、心臓、呼吸器及び腎臓の障害に関する医師の指定にあたっては、適切な診断書の交付を受ける必要があるため、検査機器等の整備がなされていることが望ましい。但し、近距離で検査機器等の医療施設が整備された医療機関に検査等を委託することは差し支えないものとする。
- 4 多数の診療科目を有する個人医師については、その主たるものだけを指定するものとする。
- 5 県内外の異動が多い医師の指定にあたっては、経験年数にかかわらず県外における勤務年数を考慮することができる。